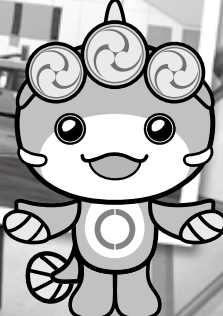


館林駅



板倉東洋大前駅



# 第2号

平成28年(2016)10月1日発行

# 館林市・板倉町 合併協議会だより



- 議案第6号 . . . . . P 2 ~ P 3
- 協議第1号 . . . . . P 4
- 協議第2 ~ 4号 . . . . . P 5

- 協議第5号 . . . . . P 6
- 協議第6 ~ 7号 . . . . . P 7
- 協議第8号 . . . . . P 8

**第2回合併協議会を開催し、1議案を審議・可決、合併基本項目など8項目を協議しました。**

平成28年9月2日、館林市文化会館小ホールにおいて、第2回合併協議会を開催しました。

はじめに、審議事項として、議案第6号「新市基本計画の策定方針について」を審議し、次に、協議事項として、「合併の方式について」「合併の期日について」「新市の名称について」「新市の事務所の位置について」

の合併基本4項目を含む協議第1号から第8号について協議しました。

今回協議した事項は、各委員が持ち帰り、十分に検討したうえで、次回以降の合併協議会において審議事項とすることになりました。

各委員より、さまざまな視点から質疑が行われましたので、その概要をお知らせします。

**第2回合併協議会で審議・協議を行った内容**

審議事項	
議案第6号	新市基本計画の策定方針について
協議事項	
協議第1号	【合併協定項目1】合併の方式について
協議第2号	【合併協定項目2】合併の期日について
協議第3号	【合併協定項目3】新市の名称について
協議第4号	【合併協定項目4】新市の事務所の位置について
協議第5号	【合併協定項目6】議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第6号	【合併協定項目7】地方税の取扱いについて
協議第7号	【合併協定項目10】農業委員会の取扱いについて
協議第8号	【合併協定項目11】特別職の身分の取扱いについて

**用語の説明**  
 「審議事項」…会長が提案し、合併協議会で審議・決定するものです。  
 なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。  
 「協議事項」…審議事項とする前に、意見交換や質疑を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。

**議案第6号  
新市基本計画の策定方針について**

↓原案のとおり可決しました

「新市基本計画」は、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）により、合併協議会において策定しなければならない計画です。

計画の目的は、新市の円滑な運営の確保と新市全体の均衡ある発展を図ることであり、新市が進むべき大きな方向性を示すものです。

今後、事務局で計画案を作成し、合併協議会において十分な協議を行い、住民説明会での意見をとり入れたうえで、正式な計画とします。

事務局からは、「新市基本計画の構成」「計画の期間」「計画策定の基本的な考え方」「住民意見の反映」「スケジュール」などについて、次のような説明がありました。



**《説明》  
《新市基本計画の構成》**

- ① 基本方針
  - ② 主要施策
  - ③ 公共的施設の適正配置と整備
  - ④ 財政計画
- これらの4項目を中心とした構成とします。

《計画の期間》  
 新市の基盤を形成するために、合併後のおおむね10年間を計画の期間とします。

《計画策定の基本的な考え方》  
 ① 将来を見据えた長期的視野に立ち、新市におけるまちづくりの基本理念を設定するとともに、将来像を示します。

② 『たてばやし市民計画2020』館林市第五次総合計画『及び』第1次板倉町中期事業推進計画』を基本に、地域の課題を把握し、その特性を生かしながら、ハード及びソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図ります。

③ 住民サービスの低下や住民生活に急激な変化を及ぼさないように、十分配慮するとともに、地域のバランスや財政状況などを考



慮しながら、公共的施設の適正配置と整備の方向性を示します。

④ 過去の歳入・歳出の推移を踏まえるとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることのないよう、合理的で健全な財政運営を図るべく、新市の財政計画を策定します。

これらの4項目を基本的な考え方として、計画策定に取り組みます。

《住民意見の反映》  
 『合併協議会だより』や合併協議会ホームページなどにより、情報提供を行うとともに、住民説明会を開催し、住民からの意見を計画に反映します。

**Q 委員からの主な質問**

住民説明会での意見を計画に反映させるとなっていますが、この説明会は、どのような方法で行われるのですか？

**A 事務局からの回答**

両市町のすべての公民館で説明会を開催し、新たなまちづくりに生かすべき住民の意見については、計画に反映していきたいと考えています。

**Q 委員からの主な質問**

平成の大合併では、合併特例債などの優遇措置がありました。現在も、国や県からの支援策があるのですか？

また、新市の進むべき方向性についての、より細かい具体的な内容は、新市において策定する総合計画にゆだねるとありますが、合併後のまちづくりは、「新市基本計画」と「総合計画」のどちらを優先することになるのですか？

**A 事務局からの回答**

自治体の借入に対する大きな優

**新市基本計画策定までのスケジュール**

年	月	実施内容
平成28年	11月	新市基本計画の骨子について、合併協議会で確認する。
平成29年	2月	新市基本計画案について、合併協議会で確認する。
	3~4月	新市基本計画案を住民説明会で説明し、意見を反映させる。新市基本計画最終案を合併協議会で確認する。
	4月	合併協議会で確認した新市基本計画最終案について、群馬県との事前協議を行う。
	5月	上記による事前協議を経て、群馬県との正式協議を行う。
	6月	合併協議会で新市基本計画を決定し、総務大臣及び群馬県知事へ送付する。

※スケジュールは、両市町の事務事業の調整や合併協定項目の審議状況により、変更となる場合があります。



**協議第1号**

**合併の方式について**

↓次回以降の審議事項とします

「合併の方式」には、「新設合併」と「編入合併」の2つの方式があります。

選択する方式により、今後の協議の進め方や事務事業の調整などに大きな影響があるため、合併協定項目の中でも、特に重要な項目とされています。

事務局からは、定義や法人格など、「合併の方式」による違いについて説明がありました。  
主な違いについては、下の表をご覧ください。



**Q 委員からの主な質問**

今回、合併協定項目の中でも、特に重要な8項目の協議が行われますが、8項目以外の合併協定項目の協議は、いつごろから行われるのですか？

**A 事務局からの回答**

両市町での事務事業の調整が終わらなければ協議が行えない項目が多いため、調整が終わり次第、随時提出したいと考えています。

**Q 委員からの主な質問**

「新設合併」と「編入合併」では、かかる費用として、どの程度の違いがあるのですか？

**A 事務局からの回答**

一般的に、「新設合併」の方式を選択した方が、「コストが高くなる」と考えられます。  
理由としては、新市の首長選挙を実施しなければならぬことや、新市の名称が変更された場合には、各種様式や道路標識を変更しなければならぬなど、さまざまな費用が発生すると考えられます。

**協議第2号**

**合併の期日について**

↓次回以降の審議事項とします

「合併の期日」は、市町村が合併し、一つのまちとなる日のことです。

本協議会では、合併協定項目の協議が始まったばかりであり、また、今後の協議の進捗状況により、期日は大きく変動することが予想されます。

そのため、今後の協議がある程度進んだ段階で、審議事項とすることになりました。

事務局からは、「合併の期日」を決定するうえでの留意事項について、できる限り住民生活に支障のない日とすることや、首長及び議会議員の任期を考慮することなどの説明がありました。

**協議第3号**

**新市の名称について**

↓次回以降の審議事項とします

「新市の名称」の取扱いは、合併の方式により異なります。  
事務局からは、その違いについて、

次のような説明がありました。

**《説明》**

「新設合併」の場合には、新市の名称を新たに定める必要があります。

名称を定めるにあたり、基本的には自由に決めることができますが、既存の他の市町村の名称と同一にならないように配慮する必要があります。なお、合併前の市町村の名称とすることもできます。

また、「編入合併」の場合には、編入する市町村の名称とすることが一般的ですが、新たな名称を定めることもできます。新たな名称を定める場合には、新設合併と同様な配慮が必要です。

**協議第4号**

**新市の事務所の位置について**

↓次回以降の審議事項とします

「新市の事務所の位置」の取扱いは、「合併の方式」により異なります。  
事務局からは、その違いについて、次のような説明がありました。

**「新設合併」と「編入合併」の主な違い**

項目	新設合併	編入合併
定義	2以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置くこと。	1以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入すること。
法人格	合併前の市町村の法人格はすべて消滅し、新しい法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は消滅する。
新市の名称	新たな名称を定めるが、合併前の市町村の名称とすることもできる。	編入する市町村の名称とすることが一般的だが、新たに定めることもできる。
事務所の位置	新たに定める。	編入する市町村の事務所の位置とすることが一般的である。
市町村長	合併前の市町村のすべての首長は失職し、新市における選挙で選出される。	編入する市町村の首長は変わらず、編入される市町村の首長は失職する。
議会議員	原則として、合併前の市町村のすべての議会議員は失職し、新市において、議会議員選挙を実施することになるが、任期について特例がある。	原則として、編入する市町村の議会議員は引き続き在任し、編入される市町村の議会議員は失職するが、任期及び定数について特例がある。

**《説明》**

「新設合併」の場合には、新市の事務所の位置を新たに定める必要がありますが、住民が利用するにあたり、最も便利であることはもとより、交通の事情や他の官公署の立地状況なども考慮する必要があります。

また、「編入合併」の場合には、

編入する市町村の事務所を新市の事務所の位置とすることが一般的です。

なお、板倉町では、現在の庁舎の西側約700mの位置に土地を取得し、延床面積約4,200㎡の新庁舎を建設する計画を進めています。

両市町の事務所の現況については、左の表をご覧ください。

**両市町の事務所の現況**

項目	館林市	板倉町		
		昭和33年7月	平成3年12月	平成9年10月
所在地	館林市城町1番1号	板倉町大字板倉2067番地		
竣工	昭和56年10月	昭和33年7月	平成3年12月	平成9年10月
区分	庁舎	本庁舎	第二庁舎	西庁舎
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄骨造
規模	地下1階、地上5階	地上2階 塔屋5階	地上1階	地上2階
延床面積	9,760.24㎡	1,218.00㎡	535.32㎡	393.94㎡
敷地面積	20,766.10㎡	8,917.09㎡ (うち、借地6,729.77㎡)		
景観				

**Q 委員からの主な質問**

板倉町の新庁舎建設について、新聞報道がありました。現段階で、どの程度のことか決定しているのですか？

**A 事務局からの回答**

新庁舎の建設については、平成28年5月に実施設計の手続きが終了し、同年8月に入札の手続きも終了しています。  
今後、9月に開催される板倉町議会定例会において、契約案件として議案が上程される予定となっています。議案可決後に、契約を締結し、平成30年3月の完成を目指す工事が開始されます。

**《栗原副会長より補足説明》**

新庁舎建設については、合併も視野に入れた計画として、町議会議員や各種団体代表のかたがたによる、10数回にわたる慎重協議において決定した内容です。  
9月議会におきましても、慎重審議のうえで可決・決定されるものと考えています。

※9月6日開催の板倉町議会では、本議案は否決されました。板倉町ではその後の対応を検討中です。

**協議第5号**

**議会の議員の定数及び任期の取扱いについて**

↓次回以降の審議事項とします

「議会の議員の定数及び任期の取扱い」では、合併市町村の議会議員の任期や定数などを取り決めます。その方法は、「合併の方式」により異なり、また、合併特例法による特例を適用することができます。  
事務局からは、その違いや特例について、次のような説明がありました。

**《説明》**

「新設合併」の場合には、原則として、合併市町村のすべての議会議員が失職し、新市において、議会議員選挙を実施することになります。  
また、「編入合併」の場合には、原則として、編入する市町村の議会議員は引き続き在任しますが、編入される市町村の議会議員は失職します。  
次に、合併特例法による特例については、「新設合併」の場合には、

**協議第6号**

**地方税の取扱いについて**

↓次回以降の審議事項とします

「地方税の取扱い」では、合併市町村で課税している税目や税率などの違いを調整します。また、合併特例法により、「税の不均一課税」や「課税免除」の特例を適用することができます。  
事務局からは、その特例について、次のような説明がありました。

**《説明》**

地方税は、公平性を保つ観点から、同一市町村内では、均一の課税をすることが原則とされています。  
しかし、市町村合併においては、合併市町村で課税している税目や適用している税率が異なる場合があり、合併後、その差異を直ちに統一することは、税負担の急激な増加につながりかねません。  
そのため、合併特例法により、合併が行われた年度とそれに続く5年度に限り、合併市町村で異なる税率で課税する、「不均一課税」

や課税をしない、「課税免除」の特例を適用することができます。  
館林市と板倉町における主な地方税の課税状況は、下の表のとおりです。

**協議第7号**

**農業委員会の取扱いについて**

↓次回以降の審議事項とします

「農業委員会の取扱い」では、合併市町村の農業委員会の委員の任期や定数などを取り決めます。その方法は、「合併の方式」により異なります。  
事務局からは、その違いについて、次のような説明がありました。

**《説明》**

「新設合併」の場合には、合併市町村の農業委員会の委員は、すべて失職します。  
しかし、農業委員会等に関する法律施行令により、定数及び任期について特例があります。  
また、「編入合併」の場合には、編入する市町村の農業委員会の委員

**両市町の議会の現況**

項目	館林市議会	板倉町議会
議員定数	20人	12人
任期	4年	4年
任期満了日	平成30年9月30日	平成31年4月30日
委員会	<b>常任委員会</b> 総務文教常任委員会 市民福祉常任委員会 経済建設常任委員会	<b>常任委員会</b> 総務文教福祉常任委員会 産業建設生活常任委員会 予算決算常任委員会
	<b>特別委員会</b> 予算特別委員会 決算特別委員会 合併調査特別委員会	<b>特別委員会</b> 板倉ニュータウン企業誘致特別委員会 板倉高校教育環境対策特別委員会 議会広報特別委員会
	<b>議会運営委員会</b> 議会報編集委員会	<b>議会運営委員会</b>

**Q 委員からの主な質問**

両市町の首長と議会議員の任期はいつまでですか？

**A 事務局からの回答**

館林市長の任期は、平成31年4月25日、板倉町長の任期は、平成28年11月16日となっております。また、館林市議会議員の任期は、平成30年9月30日、板倉町議会議員の任期は、平成31年4月30日となっております。



議会議員の任期が延長できる「在任特例」を適用することができます。また、「編入合併」の場合には、編入される市町村の議会議員の任期が延長できる「在任特例」や議会議員の定数を増員する「定数特例」を適用することができます。  
館林市と板倉町における議会の現況は、右の表のとおりです。

**両市町の主な地方税の課税状況**

税目 (県税は除く)	館林市	板倉町
個人市町村民税	同 一 (均等割：3,500円 所得割：課税標準額の6%)	
法人市町村民税	均等割	制限税率 (標準税率で算出した額の120%)
	法人税割	標準税率 (資本金等の額と従業者数に応じて課税)
固定資産税	同 一 (課税標準額の1.4%)	
軽自動車税	同 一 (車種・総排気量などに応じて課税)	
市町村たばこ税	同 一 (等級に応じた1,000本あたりの額で販売価格に含まれる)	
都市計画税	制限税率 (課税標準額の0.3%)	課税していない

※上記以外にも特別土地保有税など、現在課税対象のない税目があります。



員は引き続き在任しますが、編入される市町村の農業委員会の委員は、すべて失職します。  
しかし、「新設合併」と同様に、定数及び任期について特例があります。

特別職の身分の取扱いについて

↓次回以降の審議事項とします

「特別職の身分の取扱い」では、常勤特別職や行政委員会の委員などの身分について取り決めます。その方法は、「合併の方式」により異なります。

事務局からは、その違いについて、次のような説明がありました。

《説明》

「新設合併」の場合には、合併市町村の特別職は、すべて失職しますが、一部の行政委員会（教育委員会や選挙管理委員会など）は、それぞれの法令で定められた手続きを行うことで、合併後の一定期間その職務に就くことができます。

また、「編入合併」の場合には、編入する市町村の特別職は、引き続き在任しますが、編入される市町村の特別職は、すべて失職します。

館林市と板倉町の紹介

第2弾「市の木・町の木」

館林市 TATEBAYASHI

ITAKURA 板倉町



館林市の木は「クロマツ」です。  
市制施行20周年を記念して、選定委員会が選定した6種（クロマツ、サザンカ、アカマツ、ツバキ、ユズリハ、サンゴジュ）の候補の中から、市民の投票により選ばれ、昭和49年4月1日に制定されました。



板倉町の木は「モクセイ」です。  
町制施行30周年を記念して、企画委員会及び制定班が選定した6種（モクセイ、ケヤキ、ウメ、マツ、ヤナギ、カシ）の候補の中から、町民の投票により選ばれ、昭和60年9月11日に制定されました。



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。  
協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。  
また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。



<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

